

新潟版図柄入りナンバープレートデザイン使用取扱要領

平成 30 年 11 月 30 日制定

(趣旨)

第1 この要領は、別図新潟版図柄入りナンバープレートデザイン（以下「デザイン」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(使用承認の申請等)

第2 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ「新潟版図柄入りナンバープレートデザイン使用承認申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付して、新潟県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 国、都道府県、市町村が使用するとき。
- (2) 新潟県版図柄入りナンバープレートの交付代行者及び地方版図柄入りナンバープレートの寄付金管理団体が使用するとき。
- (3) 教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (5) その他、知事が適当と認めるとき。

(使用承認)

第3 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 新潟県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- (2) デザインを正しい使用方法に従って使用しないとき。
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。
- (5) デザインを使用しようとする者が次のいずれかに該当する場合。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

- (6) その他、知事がデザインの使用について不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、「新潟版図柄入りナンバープレートデザイン使用（変更）承認書」（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第4 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5 デザインを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ナンバーを除く図柄本体を改変しないこと。
- (2) デザインのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 使用期間を遵守すること。
- (4) 承認を受けた用途のみに使用すること。
- (5) 承認を受けた権利を譲渡し、または転貸しないこと。
- (6) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(承認内容の変更の申請)

第6 デザインの使用承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「新潟版図柄入りナンバープレートデザイン使用承認変更申請書」(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、「新潟版図柄入りナンバープレートデザイン使用(変更)承認書」(様式第2号)をもって行う。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消)

第7 知事は、デザインの使用がこの規定及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消は、「新潟版図柄入りナンバープレート使用承認取消書」(様式第4号)をもって行う。

(責任の制限)

第8 前条の規定により、デザインの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、知事はその責めを負わない。

- 2 デザインの使用承認を受けた者が、デザインの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、知事は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第9 この規定に定めるもののほか、デザインの取扱について必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この規定は、平成30年11月30日より施行する。

別図（第1 関係）

新潟版図柄入りナンバープレートデザイン

【新潟ナンバー】

フルカラー



モノトーン



【長岡ナンバー】

フルカラー



モノトーン

